

議案第13号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）が公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(嘉島町監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 嘉島町監査委員に関する条例(昭和63年嘉島町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。
(嘉島町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 嘉島町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年嘉島町条例第41号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(嘉島町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 嘉島町簡易水道事業の設置等に関する条例(令和2年嘉島町条例第48号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。
(嘉島町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 嘉島町下水道事業の設置等に関する条例(令和4年嘉島町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(第1条)嘉島町監査委員に関する条例(昭和63年嘉島町条例第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(出納職員等の賠償責任の決定)</p> <p>第8条 監査委員は、法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定により監査し、賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、当該要求のあった日から20日以内に決定し、その結果を町長に通知しなければならない。</p>	<p>(出納職員等の賠償責任の決定)</p> <p>第8条 監査委員は、法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定により監査し、賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、当該要求のあった日から20日以内に決定し、その結果を町長に通知しなければならない。</p>

(第2条)嘉島町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年嘉島町条例第41号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員(同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員(同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(第3条)嘉島町簡易水道事業の設置等に関する条例(令和2年嘉島町条例第48号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

(第4条)嘉島町下水道事業の設置等に関する条例(令和4年嘉島町条例第32号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>